

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和7年4月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400243号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500004号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成8年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年4月15日から同年10月1日まで

A社の雇用契約書には、給与は20万円と記載されていたが、実際には約11万円が現金支給された。事業主に差額について尋ねると、年金や健康保険料が引かれているとのことだったが、同社で勤務した請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、請求者から提出された雇用契約書及び令和3年分給与所得の源泉徴収票(以下「源泉徴収票」という。)、A社から提出された採用内定通知書、事業主の回答並びに請求者及び同社から提出された退職願から判断すると、請求者は、期間は特定できないものの請求期間当時、同社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社から提出された請求者に係る2021年の賃金台帳及び令和3年分給与所得に対する源泉徴収簿、請求者から提出された源泉徴収票並びに課税庁から提出された令和4年度の課税資料によると、請求者の給与から控除された社会保険料は、令和3年8月分及び同年9月分の雇用保険料として控除された1,140円のみであり、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。